（法第百四十七条の五第二項の農林水産大臣が定める方法）

第六条　令第三十八条第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定は、当該保険区分に属する法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額から当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約についての保険契約に係る保険料の金額を差し引いて得た金額に百分の百二十三を乗じてするものとする。

（法第百四十七条の六第二項の農林水産大臣が定める方法）

第七条　令第三十八条第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定は、当該保険区分に属する法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額に二〇・四パーセントを乗じてするものとする。

（令第四十二条の農林水産大臣が定める割合及び補助率）

第八条　令第四十二条（令第三十七条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める割合及び補助率は、共済契約（当該共済目的たる漁具を使用して営む漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約に係る共済掛金に対し法第百九十五条第一項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により補助する場合における漁業施設共済の共済契約に限る。）ごとに、次の表の上欄に掲げる漁具の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる割合及び同表の下欄に掲げる補助率（当該共済目的たる漁具を使用して営む漁業につき令第四十一条第三項（令第三十七条において準用する場合を含む。）に規定する共済契約が締結されているときは、当該補助率に二を乗じて得た率）とする。ただし、同一の漁具につき適用される割合又は補助率がそれぞれ二以上あるときは、最低の割合又は補助率とする。

漁具の区分	割合	補助率
一　まき網		
㈠　令別表第二号㈠に掲げる漁業に使用するまき網	百分の六十	百分の二十五
㈡　令別表第二号㈡に掲げる漁業に使用するまき網	百分の六十	百分の二十五
㈢　令別表第二号㈣に掲げる漁業に使用するまき網	百分の五十	六分の一
㈣　令別表第二号㈥に掲げる漁業に使用するまき網	百分の四十七	百分の十二・五
二　定置網		
㈠　令別表第二号㈢に掲げる定置漁業に使用する定置網	百分の六十	百分の二十五
㈡　令別表第二号㈤に掲げる定置漁業に使用する定置網	百分の五十	六分の一

附　則

（施行期日）

1　この告示は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この告示は、その共済責任期間の開始日が令和八年四月一日以降の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和八年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

（告示の廃止）

3　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百九号（漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件）

二　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十九号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める件）

三　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十三号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める件）

四　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十号（漁業災害補償法第百三十六条の三第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める件）

五　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十一号（漁業災害補償法第百三十六条の三第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十四条の二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める件）

六　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十七号（漁業災害補償法第百三十一条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める共済契約で定める割合の最高限度を定める等の件）

七　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十九号（漁業災害補償法施行令第二十四条（同令第二十二条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める割合及び補助率を定める等の件）